

連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項

(1) その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません

(2) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	63,346	64,463
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,550	2,538
うち、利益剰余金の額	60,872	62,002
うち、外部流出予定額(△)	76	75
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△1
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	313	314
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	313	314
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	133	70
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	63,792	64,849
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	118	122
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	118	122
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	118	122
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	63,674	64,726
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	375,194	385,451
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,660	18,694
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	393,854	404,145
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.16%	16.01%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
きのくに信用金庫	普通出資	2,538百万円
きのくに信用保証株式会社	非支配株主持分	70百万円

(3) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	375,194	15,007	385,451	15,418
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	344,904	13,796	353,250	14,130
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	119	4	59	2
我が国の政府関係機関向け	664	26	740	29
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	68,134	2,725	81,498	3,259
法人等向け	50,165	2,006	52,316	2,092
中小企業等向け及び個人向け	112,008	4,480	110,155	4,406
抵当権付住宅ローン	8,501	340	8,134	325
不動産取得等事業向け	11,876	475	11,121	444
三月以上延滞等	289	11	246	9
取立未済手形	15	0	12	0
信用保証協会等による保証付	2,526	101	2,548	101
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,470	98	2,311	92
出資等のエクスポージャー	2,470	98	2,311	92
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	88,132	3,525	84,104	3,364
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	65,140	2,605	61,118	2,444
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,024	200	5,024	200
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,533	261	6,046	241
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	208	8	571	22
上記以外のエクスポージャー	11,224	448	11,342	453
②証券化エクスポージャー	580	23	199	7
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	580	23	199	7
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,389	1,215	32,624	1,304
ルック・スルー方式	30,389	1,215	32,624	1,304
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	659	26	659	26
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	85	3	142	5
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,660	746	18,694	747
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	393,854	15,754	404,145	16,165

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(国際決済銀行等向け)を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}$$

$$\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%$$

$$\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$
 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫グループは、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、金庫の状況を十分に考慮した上で策定された極めて実現性の高いものであります。

オペレーショナル・リスクに関する項目

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要 オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫グループでは、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務・コンプライアンスリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク管理部会、コンプライアンス委員会等におきまして、検討・協議するとともに、必要に応じて経営陣に報告を行なう態勢を整備しております。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫グループは基礎的手法を採用しております。

(4) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
			令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
	国	内	1,169,783	1,106,797	415,082	406,601	262,087	246,735	3,179	3,208	463	467
	外	66,671	67,782	-	-	66,619	67,730	52	52	-	-	
地域別合計		1,236,455	1,174,580	415,082	406,601	328,707	314,465	3,232	3,261	463	467	
製造業		49,694	54,660	23,494	22,529	25,533	31,236	-	-	16	33	
農業、林業		1,501	1,484	1,501	1,484	-	-	-	-	-	-	
漁業		373	360	373	360	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業		149	258	149	258	-	-	-	-	-	-	
建設業		48,817	47,560	46,145	43,879	2,601	3,602	-	-	82	133	
電気・ガス・熱供給・水道業		11,868	11,733	1,048	848	10,608	10,810	-	-	-	-	
情報通信業		5,029	4,667	539	540	3,404	3,403	-	-	-	-	
運輸業、郵便業		51,431	39,610	9,614	9,358	41,554	29,964	-	-	-	-	
卸売業、小売業		38,754	36,571	33,002	31,618	5,543	4,736	0	0	128	83	
金融業、保険業		531,964	496,659	3,644	3,692	69,300	68,782	0	0	-	-	
不動産業		20,430	20,303	17,729	17,000	2,700	3,301	-	-	109	67	
物品賃貸業		738	831	738	831	-	-	-	-	10	-	
学術研究、専門・技術サービス業		3,030	3,067	3,030	3,067	-	-	-	-	13	11	
宿泊業		1,746	1,700	1,746	1,700	-	-	-	-	0	0	
飲食業		6,249	5,964	6,249	5,964	-	-	-	-	21	16	
生活関連サービス業、娯楽業		5,940	5,677	5,940	5,677	-	-	-	-	-	-	
教育、学習支援業		1,242	1,264	1,242	1,264	-	-	-	-	-	-	
医療、福祉		19,611	19,573	19,611	19,573	-	-	-	-	-	-	
その他のサービス		11,136	11,379	11,136	11,333	-	-	-	-	0	0	
国・地方公共団体等		262,350	253,331	94,889	94,704	167,461	158,627	-	-	-	-	
個人		133,254	130,909	133,254	130,909	-	-	-	-	77	121	
その他		31,139	27,009	-	-	-	-	3,232	3,260	-	-	
業種別合計		1,236,455	1,174,580	415,082	406,601	328,707	314,465	3,232	3,261	463	467	

<残存期間別>

(単位：百万円)

期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引	
			令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
	1年以下	1年超3年以下	123,066	138,954	21,894	26,847	34,557	29,355	0	0
1年超3年以下		245,368	217,839	33,888	30,320	59,342	41,402	-	-	
3年超5年以下		57,368	57,267	40,103	40,300	17,157	16,901	-	-	
5年超7年以下		66,196	73,790	41,832	38,344	24,351	34,446	-	-	
7年超10年以下		147,495	142,259	105,804	104,131	36,690	29,127	-	-	
10年超		416,377	458,122	170,975	166,095	149,401	157,027	-	-	
期間の定めのないもの		180,583	86,345	583	561	7,206	6,205	3,232	3,260	
残存期間別合計		1,236,455	1,174,580	415,082	406,601	328,707	314,465	3,232	3,261	

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
2. 上記の「業種別」の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には仕組債、現金、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
3. 上記「地域別」のうち国外には、外国証券が分類されております。
4. CVARリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	287	313	-	287	313
	令和4年度	313	314	-	313	314
個別貸倒引当金	令和3年度	1,755	2,346	37	1,718	2,346
	令和4年度	2,346	2,181	10	2,335	2,181
合計	令和3年度	2,043	2,659	37	2,005	2,659
	令和4年度	2,659	2,496	10	2,649	2,496

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用		その他		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	172	300	300	278	5	3	167	297	300	278	3	26
農業、林業	31	8	8	7	-	-	31	8	8	7	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	14	149	149	128	-	3	14	145	149	128	-	11
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	0	0	0	1	-	-	0	0	0	1	-	-
卸売業、小売業	476	784	784	743	32	1	444	783	784	743	0	0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	196	135	135	99	-	1	196	134	135	99	4	8
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	5	2	2	-	-	-	5	2	2	-	-	-
宿泊業	4	32	32	29	-	-	4	32	32	29	-	-
飲食業	11	7	7	4	-	1	11	5	7	4	-	4
生活関連サービス業、娯楽業	8	13	13	11	-	-	8	13	13	11	-	-
教育、学習支援業	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
医療、福祉	633	638	638	623	-	-	633	638	638	623	-	-
その他のサービス	0	7	7	7	-	-	0	7	7	7	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	171	228	228	210	0	0	171	227	228	210	10	0
その他	27	35	35	35	-	-	27	35	35	35	-	0
合計	1,755	2,346	2,346	2,181	37	10	1,718	2,335	2,346	2,181	18	51

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。個別貸倒引当金、貸出金償却は、国内のエクスポージャーのみを有しております。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	530,937	-	396,367
10%	-	33,191	-	33,546
20%	16,325	343,027	31,358	409,940
35%	-	24,780	-	23,386
50%	47,246	2,486	41,472	2,470
75%	-	149,024	-	149,168
100%	1,707	59,899	1,305	59,553
150%	-	110	-	93
250%	-	27,719	-	25,915
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,236,455		1,174,580	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫グループが損失を受けるリスクをいいます。当金庫グループでは、信用リスクを当金庫グループが管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告を行う態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I) ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,754	4,792	53,177	40,359	-	-

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループは、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務手続書」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金による保証や政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用を伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	0

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
① 派生商品取引合計	3,232	3,261	3,232	3,261
外国為替関連取引	1,852	1,852	1,852	1,852
金利関連取引	1,379	1,408	1,379	1,408
株式関連取引	－	－	－	－
② 長期決済期間取引	－	－	－	－
合計	3,232	3,261	3,232	3,261

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループでは、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫グループの市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券関連取引として債券先物取引等があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、当金庫が定める「金融派生商品運用基準」の中の運用方針及び運用目的に則り、その範囲内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保等の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクについて適切なリスク管理に努めております。

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	2,407	－	664	－

(注)再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和3年度		令和4年度		令和3年度		令和4年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
15%～50%未満	2,407	－	664	－	23	－	7	－
50%～100%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
100%～250%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
250%～400%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
400%～1250%未満	－	－	－	－	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫グループが証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫グループが保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金運用・調達規程」等に基づき適正な運用・管理を行っております。

オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

再証券化取引は該当ありません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、必要に応じてALM委員会に諮り最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から毎月及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫グループは、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠しております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング (S&P)

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	3,515	3,515	3,402	3,402
非 上 場 株 式 等	4,811	4,811	4,811	4,811
合 計	8,327	8,327	8,214	8,214

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	243	46
売 却 損	56	—
償 却	—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	843	887

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループにおいて、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものとして株式・優先出資証券等が該当いたします。当該証券取引については当金庫が定める運用枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のバランスを考慮した運用を心掛けております。また、当該取引にかかるリスクの認識については、時価評価・価格変動リスクの計測によって把握しており、定期的にALM委員会等に報告するとともに、運用状況による投資継続の是非についても、常勤理事会での付議・協議を行い適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、当金庫が定めた「有価証券等の保有目的分類に関する規程」に従い、適切に処理を行っております。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	78,066	81,570
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		イ	ロ	ハ	ニ
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	30,726	30,948	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	34
3	スティープ化	22,379	23,608		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	30,726	30,948	0	34
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	64,726		63,674	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

銀行勘定における金利リスクに関する定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動及び将来の収益に与える影響を指しますが、当金庫グループにおいては、双方について定期的な評価・計測を行っております。

具体的には、すべての金利感応度資産・負債（預貸金、有価証券、預け金等）を金利リスクの管理対象として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク△EVE（金利変動に伴う経済価値の変動）及び△NII（金利変動に伴う金利収益の変動額）、BPV法や金利更改による期間収益シミュレーション等について定期的に計測を行い、ALM委員会にて協議・検討を行いながら、資産・負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

・開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIについて

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

令和5年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、3.873年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

流動性預金は、契約上の満期がなく一定の残高が長期間金庫に滞留する特性があること、また金利水準が低いことから、当金庫グループにとって有利な調達となっております（この長期間滞留する部分はコア預金と呼ばれます）。

当金庫グループでは、コア預金部分の残高及び滞留期間の推計のために内部モデルを用いております。具体的には、過去の流動性預金残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴にあわせた推計式を用いて、将来残高を算出し満期を割り当てております。また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場金利に対する当金庫預金金利の追随率を考慮しております。

(d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出（住宅ローン）の期限前償還率、定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

(f) スプレッドに関する前提

リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVE及び△NIIについては算定方法に関する変更は行っておりません。

・その他の金利リスクの計測について

内部管理上、△EVE及び△NIIに加え、100BPVの金利リスクを計測しております。

100BPVの金利リスクは、金利が100BP（1%）変動した場合の現在価値の変動額を表しており、自己資本額の一定範囲内に収まるように管理しております。なお、コア預金については内部モデルを使用し、その他の行動オプションについては考慮しておりません。

(単位：百万円)

	当期末	前期末
金利ショック（100BPV）に対する損益・経済価値の増減額	17,497	19,098